

福井市監査告示第8号

令和6年1月31日付け監査告示第4号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月26日

福井市監査委員 浅野 信也
福井市監査委員 堀田 宏憲
福井市監査委員 青木 幹雄
福井市監査委員 玉村 正人

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
- 2 措置を講じた部局等 企業局 上下水道経営部 経営管理課
- 3 措置通知を収受した年月日 令和6年2月20日
- 4 措置内容

指摘事項	措置内容
公用車の破損について、保険適用の対象となれば公益社団法人全国市有物件災害共済会から修理費用が支払われる。	保険金を請求していなかった本件について、改めて請求を行い、令和5年12月27日に支払いを受けた。
しかし、所管課は、破損に係る原因者・発生日時等が不明であるために保険適用の対象にならないと誤認し、保険金の請求をしていなかった。	今後、公用車の修繕に係る保険金請求について、請求漏れが生じないよう業務フロー図を作成し、手続を分かりやすくしたことで、請求漏れが生じない体制とした。
今後は保険制度を十分理解の	また、企業局内の公用車保険金請

<p>上、保険適用の対象となる場合には漏らさず請求されたい。</p>	<p>求に係る事務は経営管理課で行っていることから、改めて、修繕を要する公用車の破損について、軽微な事案も含めて報告するよう局内に周知した。</p>
------------------------------------	--